年　　月　　日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長殿

IPv4 アドレス移転申請書(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下、移転元)は JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC から他レジストリへの移転用)」および以下に記したすべての事項（「事前確認事項」）に自ら同意した上で、移転先との合意のもと、IPv4 アドレス空間の移転を申請いたします。また、移転元は、移転先から事前確認事項についての同意を取得のうえ、当該移転先の同意および本移転申請に係る移転先と移転元の合意の存在を JPNIC に保証いたします。なお、JPNIC が移転元に求めた場合には、移転元は移転先の事前確認事項への同意を証する書面及び本移転申請に係る IPv4 アドレス空間の移転についての移転先と移転元の合意を証する書面を提出いたします。

1.移転元は、JPNIC に対するアドレス維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。

2.移転元は、IPv4 アドレス移転申請書提出後、維持料算出基準日が到来した場合には、支払い期限前であっても未払いの維持料の支払いを移転予定日までに完了すること。この際、「対象 IPv4 アドレス空間」の維持料は、移転元が支払うこと。

3.移転元は、移転申請時点で対象 IPv4 アドレス空間について、管理下の割り当て先も含めて、いかなる紛争にも関っていないことを保証すること。

4.移転元は、前 3 項にもかかわらず、IPv4 アドレス移転申請提出後、移転予定日までの間に紛争に関わることとなった場合は、速やかにその内容を JPNIC へ報告すること。

5.移転日後に対象 IPv4 アドレス空間に関して、移転元と移転先間、移転先と第三者間、移転元と第三者間、または移転元および移転先と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。なお、本移転申請に係る移転について、移転先または第三者が、JPNIC に対して、苦情の申立、異議の申立、訴訟の提起その他いかなる請求を行った場合であっても、移転元がその責任と負担で解決するものとし、これらの請求により JPNIC に損害が生じた場合には、移転元がその損害を補償すること。

6.JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によっても、移転元、移転先および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。

7.JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。

8.JPNIC は、対象 IPv4 アドレス空間が、JPNIC 管理下の PA アドレスである場合に、移転申請日前に行われた当該 PA アドレス空間範囲内の割り当て報告が、移転日以後には引き継がれることを保証しないこと。

9.移転元の移転申請は、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」およびその他 JPNIC 文書で定義した移転申請の基準および手続きに従うこと。移転先の移転申請は、移転先が資源管理に関する契約を締結しているレジストリ(以下、移転対象レジストリ)の定義している基準および手続きに従うものとし、JPNIC で定義する基準および手続きの適用範囲外であること。

10.移転先の申請処理および登録情報の更新は、移転対象レジストリが責任を担い、JPNIC は一切その責任を負わないこと。

11.移転完了後、移転された IPv4 アドレス空間の管理およびそれに伴う逆引きゾーンの委譲について JPNIC は一切関与せず、かつ、その管理責任も一切負わないこと。

12.移転対象レジストリの承認を確認できない場合、本移転申請が JPNIC の定義する基準・手続きに従っていても、JPNIC は当該移転申請の処理を進めることはできないこと。移転対象レジストリの承認・不承認に関する責任を JPNIC は一切負わないこと。

13.JPNIC は、移転対象レジストリからの手数料の請求、および、移転先または移転元から当該レジストリへの支払いには関与しないこと。

14. JPNIC 側の判断により移転が不成立になった場合、移転先または移転元が移転申請に伴い移転対象レジストリに対して支払った手数料について、JPNIC は当該レジストリに対して返還を求める義務を JPNIC は負わないこと。

15.本申請書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本申請書に関する一切の紛争は、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすること。

◆対象 IPv4 アドレス空間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿◆移転対象レジストリ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(移転先)

移転先
組織名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

移転対象
レジストリでの略称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

移転先組織
担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先
電子メール
アドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(移転元)

移転元
組織名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

移転元組織
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(印)

移転元組織
担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先
電子メール
アドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿